

2020年6月26日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス  
株式会社グリーンインフラレンディング

### グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、以下のとおり、「1. 案件の契約状況」及び「2. ファンド資金の返済に向けた状況」をお知らせいたします。

#### 1. 案件の契約状況について

本年5月20日付けでお知らせしましたとおり、下記①～⑥の契約は現時点におきましても全て維持されており、かかる契約に基づく入金を確保することにより、募集額の85%程度について今後の返済の目途が立つ状況に変更はございません。

- ① 「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）は契約が完了しています。」、
- ② 「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）は契約が完了しています。」、
- ③ 「太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）は契約が完了しています。」、
- ④ 「海外水力発電所1案件（募集額約2.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑤ 「バイオマス発電所1案件（募集額合計約17.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑥ 「バイオマス発電所2案件（募集額合計約21.0億円）は契約が完了しています。さらに、この度、新たにバイオマス発電所2案件（募集額合計約6.0億円）につきまして契約締結が完了しましたので、かかる契約に基づく入金を確保することによって、既に返済済みのものを含め、G I L社による募集総額（一昨年7月末時点の残高）の85%程度については、今後の返済の目途が立つこととなります。」、

上記以外の案件につきましても、契約締結が完了した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしてまいります。

## 2. ファンド資金の返済に向けた状況について

昨年12月20日及び本年2月26日付けでファンド資金の返済に向けた状況をお知らせしていた下記(1)から(3)の案件につきましては、本年4月24日付け及び本年5月20日付けで、

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、契約相手方等における国際間・地域間の移動の制約等による交渉の遅れや、開発工程を進める際の地元地権者等との会合開催の制約、許認可に伴う関係行政委員会の開催延期等に起因して、開発工程の進捗に遅れが生じております。」、

「緊急事態宣言下での状況把握には限界もあり、入金時期についての確定的な見通しを得られてはいないものの、いずれも入金時期が当初予定より少なくとも2か月から3か月程度、遅れる見通しとなっています。」、  
とお知らせしていたところです。

その後、契約相手方等への確認を通じて状況把握に努めてきたところ、各案件の契約上の入金条件確保に向けた進捗状況等につきまして、以下のとおり確認できましたので、お知らせします。

- (1) 上記1. ⑤及び⑥のバイオマス発電所3案件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出される状況において、国際間・地域間の移動の制約等による交渉の遅れ等により当初スケジュールが遅れていましたが、既に、案件開発に係るファイナンス契約は締結済みであり、2案件についてはEPC業者が決定し、他の1案件についても近々EPC業者が決定する見込みであるとともに、3案件とも、事業投資ファンド及びEPC業者が発電所の着工に向けた取組をしているところであり、これにより、本年11月末迄には入金が確保され、GIL社への元本返済が可能となる見通しです。
- (2) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、既に、環境影響評価条例に基づく評価書の公告・縦覧が終了している中で、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出される状況において、土地の利用制限解除に係る許認可を得るための関係行政委員会の開催延期等に起因して当初スケジュールが遅れていましたが、当該関係行政委員会における審議が再開され、今後の日程も確定したところであり、こうした状況を踏まえると、本年9月中には入金トリガーとなっている土地の利用権の確保ができる見込みであり、これにより、本年10月末迄には入金が確保され、GIL社への元本返済が可能となる見通しです。
- (3) 上記1. ②のバイオマス発電所1案件につきましては、入金条件に係る開発工程であるEPC工事の発注が本年8月頃迄にはなされる見込みとなっていると報告を受けていたところであり、契約に基づく入金が確保されれば、GIL社への元本返済が可能となる見込みですが、本案件については、7月初旬に再度確認をいたします。
- (4) 上記1. ⑥後段のバイオマス発電所2案件につきましては、7月初旬にその進捗について確認をする予定です。

当社としては、引き続き、投資家の皆さまに対する全部償還に向けて、締結済み契約に基づく支払条件の達成に取り組んでいますが、今回は、7月中旬以降を目途として、あらためてお知らせさせていただきたいと考えております。

当社及びG I L社としましては、引き続き、契約に基づく入金条件を少しでも早く確保できるよう関係者との調整を進めることによりG I L社への返済が早期に可能になるよう取り組んでまいります。また、G I L社への返済が完了した案件につきましては、maneoマーケット株式会社や、同社を通じて当局を含む関係各所との調整を早急に進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指してまいります。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上